

北但行政事務組合負担金条例

〔平成 7 年 3 月 31 日〕
〔 条 例 第 31 号 〕

改正 平成 17 年 3 月 18 日条例第 10 号

(趣旨)

第1条 この条例は、北但行政事務組合同規約(平成7年兵庫県指令地第44号)以下「規約」という。)第11条の規定に基づき、規約第2条に規定する市町(以下「関係市町」という。)の北但行政事務組合(以下「組合」という。)の経費の負担金(以下「負担金」という。)に関して必要な事項を定めるものとする。

(負担金の納入)

第2条 関係市町は、規約第11条第2項の規定に基づき算出され、当該年度の組合予算に計上された負担金を、毎年度組合に納入しなければならない。

(負担金の納入時期等)

第3条 前条の規定により、毎年度関係市町が納入すべき負担金は、組合の管理者が発行する納入通知書による日までに組合に納入するものとする。

2 前項の規定に基づき、組合の管理者が発行する納入通知書は、関係市町が負担金を納入すべき日前10日までに発行するものとする。

3 前条の負担金の納入時期は、4月、7月、10月及び1月とする。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月18日条例第10号)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。